

註釋

タケミナ方神 かたのかみ は武身 たけみ の方 かた の轉 てん で、即ち身體長 すなは 大武勇絶倫 しんたいちやうだいぶゆうぜつりん の御方 おかた と申 まを すること。  
千引石 ちびきいし ヲ手末 たなすゑ ニ とは千人掛 にんが りで動か うご ます程 ほど の重 おも い石 いし を手先 てさき に捧 ましあ げて來 こ らるゝな

立氷 たちび ニ取 と り成 な シ は氷 こほり の柱 はしら を握 にぎ った様 やう だと申 まを 事 こと、曲 ま げることもならぬなり。

劔 つるぎ 又 と ニ取 と り成 な シ は劔 つるぎ の刃 は をつかむが如 ごと くと申 まを 事 こと。如何 いかん ともなし得 え ず。

若葦 わかあし ヲ取 と ルガ如 ごと く とは若 わか き葦 あし の莖 くき 一本 ほん 握 にぎ った様 やう に無造作 むざうさ に取 と りひしがれたと申 まを 事 こと。

科野 しなぬの 國 くに ノスハノ海 うみ シナヌノ國 くに とは風 し の野 ぬ の國 くに で、風吹 かぜ き荒 すき ぶ野原 のほら と云 い ふこと、  
即 すなは ち前段 ぜんだん にシナツ日子神 ひこのかみ (風 かぜ の神 かみ) とある如 ごと く又 また 風 かぜ な門 と の風 かぜ と云 い ふ如 ごと く、又 また 荒 あらし 風吹 かぜ く  
と云 い ふ如 ごと く、シはチ おな と同じ おな く風 かぜ のことである。敢 あ へて今日 こんにち の信濃 しなの の諏訪湖 すわはこ に限 かぎ った  
ことではない、其 そ れは後世 こうせい 附 つ けられた名 な である。又 また スハノ海 うみ は洲端 すは の湖 うみ で陸 りく がとぎ  
れて水 みづ になつた所 ところ を云 い ふ、後 のち にスハサに轉 てん じて今日 こんにち で云 い ふ澤 さ の湖 みづうみ である、即 すなは ち風

荒 すき ぶ大野原 おほのほら の大澤 おほさ の水際 みづぎは 迄 まで 追 お ひ詰 つ められたと申 まを 事 こと で、進退 しんたい 窮 きよ まるなり、シナヌ  
もスハノ海 うみ も此 こ の場合 ばあひ では普通 ふつう 名詞 めいし と見るべきで從 したが つて其 そ の所在地 しよぢいぢ の詮穿 せんせん 等は無 む 用 よう  
である。

トダル は十 と 足 た るにて、十善具 じゆんぐ 足 そく と申 まを 事 こと、即 すなは ち何 なに 不足 ふそく なきを云 い ふ。

天 あま ノ御巢 みす ナシテ 天 あま は最敬 さいけい 語 ご、ミスは御棲 みす にて御住家 おんすまひすなは 即 すなは ち帝都 ていと となすこと。

底 そこ ツ石根 いしね ニ云 い 々 うんぬん は深 ふか く地下 ちか の大岩 だいがん 石層 せきそう 迄 まで 掘 ほ り下 さ げて其所 そこ から宮柱 みやばしら を立 た 上 あ げる

こと、フトシリは太 ふと、足 し、入 い りの約 やく にて太 ふと い柱 はしら を根 ね 深 ふか く打 う ち込 こ むこと。

高天原 たかまのほら ニ氷木 ひき タカシリ ヒキは日木 ひき にて高 たか く天 てん 空 くう に秀 ひい で日 ひ に向 むか つて突 つ き出 い でたる

木材 もくざい なり、即 すなは ち屋根 やね 高 たか くと申 まを 事 こと、高天原 たかまのほら は此 こ の場合 ばあひ 天 あ 空 てんくう を云 い ふ。

百足 もゝた ラス八十 やそく 垵 ま 手 て クマは暗 く 間 ま 又 また 隈 ま にて、手 て は方 ほう 向 かう を指 さ し、又 また は場 ば 所 しよ の意 い、即 すなは ち

奥 おく まりたる場所 ばしよ なり、百足 もゝた ラスは八十 やそ の枕 まくら 詞 ことば、八十 やそ は澤 たくさん 山 また 又 また は大層 たいそう なり、即 すなは ち深 ふか く

深 ふか く奥 おく まつた隠退 いんたい 場 ぢやう なり。

百八十 もゝやそ 神 がみ は大國 おほくに 主 ぬし 神 のかみ に事 つか へたる澤 たくさん 山 かみん の神 かみん 々 い を云 い ふ。



神ノ御尾前 は天ツ神の後先を護衛して奉仕するなり。

通解

前段に申す如く八重コトシロ主神は一言の下に此の國を獻げると云はれたので、其所で建御雷神は又大國主神に問はれてまだ他に誰れか問ふべき子ありやと云はれた、大國主神は、今一人我が子建ミナカタノ神あり、此をおきては外にないと答へられた、其の時建ミナカタノ神は大石を手先に捧げて来て『誰れだ一體忍びく我が國に来てコソくもの云ふて居るものは誰だ、ものを云ふより先づ力較べしよ、サア手を出されよ』と云ふ勢であつた、建御雷神は其の御手を取らしめられ、丸で氷の柱を握つた様で折ることも曲げることも動かすことも出来ない、又劔及をつかんだ様で握る方の手が痛い、恐れ畏んで引き下つて居つた、今度は代つて建御雷神が建ミナカタノ神の手を取られたが、丸で若葦の莖をつかんだ様に折りひしいで投げ放つてやられたので逃げ去つて往つた、其所で追ひつめて風吹き荒ぶ野原の低濕な澤の湖の邊迄追ひつめて殺さんとせられたら、『許されよ、此の所に

おとなしく止まり居る、外の所には決して往かぬから助けられよ、我が父大國主神の言はるゝ通りにする、又兄コトシロ主神の詞に従ふて此の葦原の中つ國は天神の御子の命の仰せらるゝ通りに之を獻らん』と申されたのである。其所で建御雷神は又還り来て、大國主神に問はれて、汝が子等、コトシロ主神、建ミナカタノ神ふたり共皆天ツ神の御子の命の儘に従ふと申すが、汝が心如何にぞと問はれた、其所で『我が子ふたりの申す通り我も亦同意である、此の葦原の中つ國は大命の儘に獻るによつて、僕が此の住所即ち此の國の都をば天神の御子の天日嗣しろしめすトタル即ち十善具足の何不足なき御棲居とせられて、底深く御柱を立てられ、天空高く御屋根を築かれて此の國を治め賜はば、僕は八十限深く隠退して侍ひなん、又僕が子等百八十神即ち澤山の神等は八重コトシロ主神が之を率ゐて大神の御後先となりて之を御護り申し上げたならば之に違背する神は更にあらずと申し上げて快く隠退せられたのである。

教訓



國土一切  
神の御所  
有

一切を舉  
げて奉仕

古事記神代篇の正しき解釋

一九〇

斯くして我が國は國と云ふ國、物と云ふ物、人と云ふ人は皆大神の御所有、大神の御子の御所有であつて人の私有すべきものは一つもない、即ち吾々の生命迄も皆神の御所有であらるので、其れで御上に於かせられては人と云ふ人は皆吾が子とおぼしめ思召されて、飢うることもない様凍えることもない様に、樂しくある様に、明るくある様にとお目を御かけ被下もので、吾々の生命財産は御蔭を以て吾々に御預かりさして頂いてある以上猥りに浪費してはならず、一切を舉げて大神に大君に奉仕せねばならぬのであることが之によつて教へらるゝのである。

### 第三十五章 天孫降臨(一)

#### 古事記本文

コ、ニ天照大御神高木神ノ命以テ、太子正勝吾勝勝速日天オシホミ、ノ命ニ詔給ハク、今葦原中國ヲコトムケヲヘヌト白ス故ニ、言依シ賜ヘリシマニマニ降り坐テ知シメセトノリ玉ヒキ、コ、ニ其ノ太子正勝吾勝勝速日天オシホミ命答シ給ハク、僕ハ降りナム装束シツル間ニ、子生レマシツ、名ハ天ニギシ國ニギシ天ツ日高日子ホノニニギノ命、此子降スベシトマテシ玉ヒキ。(下略)

#### 註釋

高木神 とは前述の如く神の御名前ではなく、即ち固有名詞でなく、高き神籬に御祭りしてある一切の祖神を指さるので、カムロギ、カムロミノ命と申すと同義

第三十四章 國土返上

一九一



である。カムロは神アルの約にてキとミは男性と女性との尊稱で、神であらるゝ男性の神、竝に女性の神々と申すことと同じである、高木神も其れと同じ意味である。

正勝吾勝勝速日 は勇健の美稱、天は最敬語。

オシホミミノ命 オシはヨシ(食)の轉で、ア行とワ行との變化で、吾が我と變るが如くで、食穗御身命即ち稻を主食として御育ちなつた御方と申す義である。是より先き天照大御神が葦原の中つ國より穗をお取り寄せになりて、高天原に植ゑられ、其の穗を喜んで召し上がられた御方と申すことである。大御神が穗を用ひられた以前は、高天原では木食で、木の實、筍、蔓物の實などを常食とせられたことは古事記ヨミの國の章でエビ葛の實を醜・醜女が食べたこと、又筍を掘つて食べたこと、桃の實を投げ與へたこと等で明かである。即ち、高天原では稻穗を常食として御育ちになつたのは、食穗御身命が最初と拜すべきである。かゝる御名前には異なることに思ふ人もあらうが、尙ほ其の他にも類似の御名前もある。即ち大食ツ姫ノ神、豐受(大食)姫ノ神、又神武天皇の御兄弟に稻飯命、御食ヌノ命、豐御食ヌノ命

(神武天皇の御幼名)、又推古天皇の御名は豐御食炊屋比賣命と申上げた如く御食に因んだ御名前は少なからず見受けらるゝのである。

コトムケヲヘ又 は言向けで、歸順を勧めて歸復せしめ終へたこと。

天賑シ國賑シ天日高日子ホノ は何れも美稱にして、此の日嗣の御子の生れまし、た時に、天地も割れる計りに賑々しく喜びあつた、光り輝いた御子との褒め詞である。

ニニギノ命 のニはニハトリ (赤い美しい羽の鳥、丹羽鳥、鷄)、虹、錦、西(ニチ「赤き方」の轉)、賑やか、微笑、ニコ／＼等のニの如く、ニは五感的にも精神的にも赤い、綺麗な、美しいと云ふ意を現はす言葉。ニニと重ねるは愛稱語、

通解

先きに建御雷神が御歸りになつて葦原の中つ國は大御神の命のまに／＼悉く獻らんと申された趣、御復命ありたるにより、天照大御神は高木神即ち諸々の御祖神の命を奉ぜられて天食穗御身命に今葦原中國は悉く歸順したと申すにより、御



祖神の命のまに、其の國に降り、(都より鄙に幸せらるゝこと) まして其國を知るしめせと仰せられた、其所で食穂御身命の申さるゝのには、吾は降りなんと準備しつゝある間に御子が御生れになつて其名はニニギノ命であつて、此の子を代りに降すべしと白し給ふたのである。

教訓

御祖神の御詔は如何なることがあつても實行せずには居られぬことである。御子は大事の御子で孫は大切な可愛い孫であるが、國是國策の遂行の爲めには私情は顧みて居られぬことに國民總てが着眼せねばならぬのである。神意奉行の爲めには私情はないのである。生命財産悉くを神と大君とに獻げて働くべきであることが教へらるゝのである。大親が征かれなければ御子、御子が征かれなければ孫と、楠氏の七生の教も之れに外ならぬのである。

神意奉行

第三十六章 天孫降臨ニサルタ彦神

古事記本文

コ、ヲモテ白シ給フマニマニ詔オホセテ日子ホノニニギノ命ニ、此豊葦原水穗國ハ、汝知サン國ナリト言依シ賜フ、故命ノマニマニ天降マスベシトノリ給ヘキ、コ、ニ日子ホノニニギノ命天降マサントスル時、天ノ八衢ニキテ、上ハ高天原ヲテラシ、下ハ葦原中國ヲテラス神是ニアリ、故ココニ天照大御神、高木神ノ命以テ天ウズメノ神ニ詔リ給ヒキ、汝ハ手弱女ナレドモ、イムカフ神ト面勝神ナリ、故專汝往キテ問ハムハ、吾御子ノ天降マサムトスル道ヲ、誰ゾカクテ居ルトイヘト詔リ給ヘキ、故問ハセ賜フ時ニ答ヘ白サク、僕ハ國神、名ハ猿田ビコノ神ナリ、出デ居ルユエハ、天神御子天降りマストキキツルユエニ、御前ニ仕へ奉ラムトテ、



参向マキムカへ侍サモラフゾト申シ給ヒキ、ココニ天アメノコヤネノ命ミコト、フト玉命タマノミコト、天アメノウズメノ命ミコト、イシコリドメノ命ミコト、玉祖命タマノヤノミコト並セテ五伴緒イツトモノヲヲクマリ加クハヘテ天降アマクダリマサシメ給ヒキ。

註釋

豐葦原水穗國トヨアシハラノミヅホのくに とは水邊すみへんに葦あしの澤山たくさんある濕地しつちに水稻すゐたうの澤山たくさん混まじつて野生やせいして居ゐる國くにと云ふこと、即すなはち温帶おんたいの濕氣しつきの多い、日本國にっぽんこくの稱しょう。

天あめの八衢やちまた云々うんぬん は帝都ていとの四通八達つうつうの要路えうろ、其所そこに立ち塞ふさがつて居ゐる人ひとがある。

上かみハ高天原たかまのはらヲテラシ云々うんぬん は四通八達つうつうの要路えうろにあつて上高天原かみたかまのはら即すなはち帝都ていとよりも明あきらかに見え、又下葦原またしもあしはらの中なつ國くに即すなはち市外しぐわい、郡部ぐんぶよりも見える所に立ち塞ふさがつて居ゐつたと

の事ことである。

天照大御神あまてらすおほみかみ、高木神たかぎのかみノ命めい以テ とは天照大御神あまてらすおほみかみの仰あふせは決して御祖神みおやのかみの仰あふせと異ことなる所ところはないものであるが、唯大事ただだいじな事柄ことがらには高木神たかぎのかみ即すなはち高たかきヒモロ木きに祭まつられた

神かみ即すなはち御祖神みおやのかみの神慮しんりよに從したがつてと申まをさるゝことである。

手弱女たわやめ云々うんぬん 手てに力ちからのない女をみなと申まをすこと、即すなはち天ウズメノ命あめのは手てには力ちからのない優やさしい乙女をとめであるがと申まをすこと。

イムカフ神かみ とは向むかひ合あつて對談たいだんする方々かたぐと申まをすこと。

面勝神おもつかつかみ とは大膽だいたんに落着おちついて顔負かほまけせぬ神かみと申まをすこと。

誰たゾカクテ居ゐル とは斯かく道を立たち塞ふさいで居ゐるものは誰たぞと申まをすこと。

國神くにつかみ とは朝廷てうていに事つかふる神かみでなく、地方ちほうに奉仕ほうしする神かみ、其それで道案内みちあんないをよく知しつて居ゐる譯わけである。

猿田さるだビコノ神かみ とは日子神ひのかみは敬語けいごで、猿田さるだはサル所どの轉てんで、サルはサラサラの音おと

の轉てんで、清樂せいがく、神樂しんがくである、初めは笹ささの葉はを手把たばねて手草たぐさとしてサラ／＼と振ふり鳴な

らしたもので、從したがつて樂がくを奏かなでる所ところの司つかさなり。

御前みまへニ仕つかへ奉たてまつラム云々うんぬん は道案内みちあんないに御先導ごせんどう申まをし上げんとて御迎おむかひに参まゐり云々うんぬん。

五伴緒いつともを とは伴人ともびとの長五人なが五人のこと、まだ／＼澤山たくさんの伴人ともびとが從したがひ行ゆいたが、其その取とり

締しまり役やくが五人にんと申まをすこと。



クマリ加へ は配り加へなり。

通解

食穗御身命は御子ニニギノ命を推薦せられたにより、大御神は其を御採用になり其の通りにせられたのである。扱てニニギノ命が降られんとする時、都の四通八達の要路に立ち塞がつて居る人があつて、上高天原からも、下郡部地方からもハツキリ見える所に道塞げて立つて居る人があつた。其所で大御神はウズメノ命に、汝は手弱女ではあるが、向ひ合ふ人に顔負けしない度胸のある人である、それであるから汝往きて、吾御子の行く先きを誰が妨げて居るかと問へと仰せられた。斯く問はれた時に答へて申さるゝのには、僕は地方に奉仕して居るサルタ彦神(神樂を司る神)と申すもので、天神御子天降りますとき、つる故に道案内御先導仕る爲めに御迎ひに参り居るものと答へられた。其所で御安心あつて澤山の御伴の取り締りとして伴部の長官五人を副へられて降臨せしめられたのであつた。

第三十七章 天孫降臨(三)

古事記本文

コ、ニカノヲキシヤサカノマガ玉、鏡、マタ草ナギノ劔、マタ常世思カネノ神、手力男神、天石門別神ヲ副へ賜ヒテ、コレノ鏡ハ、專我御魂トシテ吾前ヲ拜クガゴト、イツキ奉レ、次ニ思カネノ神ハ前ノ事ヲ取り持テ政セヨトノリ給ヘキ。(下略)

註釋

ヲキシ のヲは愛惜の意にて、キは活用語尾、即ちヲキシは珍重せしの意なり。ヤサカノマガ玉 は前述せしが如く彌榮の孫が玉で、五百津ミスマルノ玉と同じ、五百箇も玉の緒に繋がつて、次ぎから次ぎと幾つでも數殖えれば殖える程榮える子玉孫玉の義である。

鏡 は八咫の鏡で手の平八つ程の大きな鏡である。



草薙ノ劔 一名ツムガリノ太刀にして前出。  
 イツキマツレ とはいは強め詞、ツキは付くなり、御側に付き添ふて離れぬなり、  
 マツレは目連にて目を離さぬこと、即ち形も付き添へ目も離さずに守れとなり。  
 マツリゴトセヨ とは御前の事を萬事氣を附けて御鏡に對する祭りの御世話をせよと仰せられたるなり。

祭政一致

日本の所謂祭政一致と云ふことは古事記の上で此の所に始めて現はれて居るのである。即ち此の鏡を大御神の御魂として之にイツキ祭ることはニギノ命が遊ばされ、其の御前のことを取り持ちて祭りの行事を御助け申すことは思兼神がせられて、其れは後の世には關白太政大臣等がされたもので、之れが複雑して今日の政治となつたもので、謂はば天皇の祭りの行事を御助け申したので、之を政と申したのである。即ち祭と政とは二つでないのである。次に

古事記本文

故コニコニ天ツ日子ホノニニギノ命天ノ石クラヲ離レ、天ノ八重タ

ナ雲ヲ押シ分ケテ、イツノチワキニチワキテ、天ノウキハシニウ  
 キジマリ、ソリタタシテ、竺紫日向ノ高千穂ノクジフルタケニ天  
 降マシキ。(下略)。

註釋

天ノ石クラヲ離レ とは天は帝都、クラは座にて高御座、石は堅牢にて即ち萬代  
 動なき高天原の高御座をお離れになつたこと。

天ノ八重タナ雲 とはタナ雲は棚雲にて層雲、八重は幾層にも重なるなり。即ち  
 高く雲霧を押し分けて高千穂の峯に登らるゝなり。

イツノチワキニチワキテ とはイツは強め詞、チワキは路分にて路分けて進むな  
 り。即ち元氣よく勢強く道を分けつゝ進まるゝなり。

天ノウキハシ は前述せるが如く御用船としての筏なり、高天原即ち帝都より下  
 られて日向の鵜戸岬の邊より筏に召されて延岡の邊迄海路を北に進まれ、其れより  
 五箇瀬川に沿ふて陸路高千穂峽を御登なられたものと見らるゝ。



ウキジマリ とは浮締には、海に浮んだ筏の上に不動の御姿にて勇ましく坐すなり。

ソリタタシテ とは脊を伸ばして立たるなり。屈まず恐れざる貌なり。

高千穂 とは高山の頂が百千の穂先の如く立並びたる所を云ふ。

クジフルタケ とは火山例へば肥後の阿蘇山の煙の見える高き山嶽を云ふ。

天降 とは前述せる如く都より鄙に御下りになること。地の高低にあらず、帝都

よりの遠近關係なり、今日の汽車の上り下りの如し。

### 第三十八章

高千穂ノ宮造ヨリ  
神ヤマトイハレ彦命ニ至ル

#### 教訓

前章前々章に註釋したる天孫御降臨當時の御有様を拜して國民の特に留意すべきことはオシ穂御身命に置かせられては御可愛らしき御子、天照大御神に置かせられては此の上もない御いとしい御孫であらせらるゝニニギノ命を遠い遠い、まつろはぬものゝ多き又極めて御不自由勝の未開の土地に御遣はしにならるるのに、祖御の仰せと御國固めの爲めとあれば少しの私情をも御交へにならぬことである。是により三千年後の今日に於ても尙ほ日本國民は母は子を、妻は夫を戰場に送るにも一死報國を以て之を勵まし又當人も父母妻子と訣れても私情を交へず 天皇陛下萬歳の叫びの下に、潔く死に就くこと歸するが如き世界無比の國體を作つて居るのである。之れは單に教育や習慣で出来ることではなく、全く我國の國民性が他國民の其

一死報國  
國民性



れと本質的に異なる所のものであることを如實に物語つて居るのである。

次にウズメノ命は手弱女なれども、何んな豪い方にも顔負けのせぬ度胸のある神である。忠誠無私でさへあれば天下に恐るることのあらう筈がない。其れに吾々が少しでも怖るる態度のあるのはまだ忠誠無私でないからである。大の男でもウズメノ命に恥ぢて忠誠無私にならなければならぬのである。

次にサルタ彦神である。老齡をも、ものともせず、御降臨の御先導申し上げて忠誠をぬきんでたことである。王事に盡す至誠に至つては古人今人に變りはないのである。之れ皆吾々日本人の國民性の自然の進りであるのである。

次に前章に於ては天照大御神はニニギノ命の御訣に臨んで、璽・劔・鏡を御授けになり、此の鏡は専ら吾が御魂として我が前をいつくが如くいつきまつれと仰せられ、之れが抑もマツリの初めで、又思兼命に御前の事を取り持ちてマツリゴトをせよと仰せられて之れがマツリゴトの初めであつたのである。即ちマツリの御助けをせよと仰せられたことである。

次にニニギノ命に置かせられましても少しの躊躇も逡巡もなく御言のまに／＼直ちに發足せられて元氣よく天浮橋（御用船としての筏）に御乗りなつて海に浮ばれ、そり身になつて御立遊ばされ、露恐れらるる御氣色もなく、延岡の邊迄海路を御出になり、其れから谿谷山路を踏み分け雲をも押し分けて日向の高千穂の峰迄御登りになつたのである。御國の爲又祖御の仰とあれば御身の安樂や御苦勞などは少しも意に介して居られぬ御容姿が伺はれて誠に神々しく拜せらるゝのである。

古事記本文

ココニ詔リ給ハク、ココハ向韓國ヲカササノ御前ニマギ通りテ、朝日ノ直刺國、夕日ノ日照國ナリ、故コ、ゾイトヨキ地ト詔リ給ヒテ、底ツ石根ニ宮柱フトシリ、高天原ニヒギタカシリテマシマシキ。

註釋



向韓國、ソジシは背つ方の轉にして（日に向つて）後の方（西北方）の朝鮮と申すこと。

カササノ御前 カササは風支の轉にて風少、風靜かなる海濱の岬と申すこと、即ち岬によりて風が支へられたる場所、恐らくは先に述べたるイザナギノ命の禊せられたる夕チバナノ小門（今の鵜戸）と云へる場所と同一個所なるべし。即ち大御神の帝都たる住みなれたるなつかしき高天原附近の海濱の岬なるべし。

マジ通りテ マギは求むること、今日の招ぎなり。即ち高千穂は前（東南）は風支ノ岬（御なつかしき高天原の海岸の岬）に對し、後（北西）は遠く韓國を控へ、此の前後を一直線にさし招ぎ合ふて内外一望の間にあるよき場所と申すこと。

朝日ノ直刺國云々 高千穂の高峰は西も東も開けて居つて朝日に直射され、夕日にも照輝き、終日日を受けていとよき所であるとの事。

底ツ石根ニ云々 前出の如く底深く岩根に届く迄宮柱を太く深く立て、上は高く天空に聳えて見える迄屋根を築き宮造せられたとの事。

通解

即ち高千穂ノ峰は前はカササノ岬を望み、背後は遠く韓國を控へ朝日も照らし夕日も受けていとよき所と仰せられ其所に深く柱を立て、高く棟を築き、大宮を御造營になつたとの事である。次に

古事記本文

故コ、ニ天ウズメノ命ニ詔リタマハク、此ノ御前ニ立チテ仕ヒ奉レル猿田毘古大神ヲバ、專ラ顯ハシ申セル汝送り奉レ、亦其神御名ハ汝負ヒテ仕へ奉レト詔リ給ヒキ、ココヲ以テ猿女君等其ノ猿田毘古ノ男神ノ名ヲ負ヒテ、女ヲ猿女君ト呼ブコト是ナリ。（下略）

通解

其處でニニギノ命が天ウズメノ命に詔り給ふのには、此の度御先導しまつれるサルダビコノ大神をば、汝が見出して其の功績を立てさせて世に顯はし申せしにより、今度は汝御供して之を送り奉れ、又其神の御名を汝負ひて（受け繼いで）仕へ



奉れと詔り給ふたことであつた。其れより神樂を奏する女官をサルメノ君と呼ぶ様になつたとの事。次に

古事記本文略記

ココニ日子ホノニニギノ命 大山津見神ノ女木花開耶姫ト相婚坐シテ生マセル御子ハ天津日高彦ホホデミノ命 此ノ命高千穗宮ニ坐シマシ、海神ノ女豊玉姫ニ娶ヒテ生ミマセル子ハ天津日高彦ナギサ建鵜葺草葺不合命 此ノ命玉依姫ニ娶マシテ彦五瀬命、稻飯命、三毛入野命、神倭イハレ彦命ヲ生ミマシキ。(下略)

註釋

木花開耶姫、耶は感動詞、美稱なり、花の咲いた様な麗はしい御方と申すこと。天津日高日子ホホデミノ命、天津日高日子は尊稱、ホホデミは火火出身で、御身より光りの出る様な尊い御方と申すこと。天津日高日子ナギサ建ウガヤ葺草不合命、天津日高日子は尊稱、ナギサは渚、水邊

である。建は美稱、水邊で御生れになつた武き方、ウガヤは大葦草、ウは美稱にて鵜の羽にあらざるなり。葺草不合は産屋の屋根葺く間に合はず御生れになられた御方と申すこと。

彦イツセノ命、彦は尊稱、イツセは嚴兄にて、最長兄、嚴は美稱、稻飯命、イナは稻と同じ、ヒは芽・種・粒等の義で米粒を云ふ。又接頭語イを加へてイヒ(飯)とも云ふ。米食(勿論玄米)を御攝りなられた御方と申すこと。ミケイリヌノ命、ミケは御食、イリヌはイイネの轉にしてイは強め詞、イネは稻なり。即ち稻を御食とせられた御方と申すこと。又ミケヌノ命の御名もある。ミケ又は御食ネで、ネは稻の語根で、稻を御食とせられたるなり。神ヤマトイハレ彦命、神は最敬語、ヤマトは彌團にしてヤマトの國を御開きになつたによる。イハレは、イは強め詞、ハレは晴にて、御氣象が晴々して御出にならるゝと申すこと。彦命は敬稱、天空快潤の御氣象の御方と申すこと。

教訓



斯くしてニニギノ命は高千穂の峰に御登りになつて古郷の空を御眺めになり、東南には都なつかしきカササノ岬を御望みになり、遠く後に朝鮮、前には都の濱邊を控へ、朝日も照れば夕日も輝く、誠によき地と、宮造りせられたとの事、都なつかしきやさしき大御心が忍ばるゝのである。又ニニギノ命は御先導の勞を執られたサルタ彦神を御いたはりなされたことに注意すべきである。御上が下に對せられても老を敬し功を賞せらるゝことに一層お氣をつけられてウズメノ命を差し添へて御送りせられたことが日本の美しさである。

次に神代より此の方日本は人倫は極めて正しく、男神は何々の命、女神は何々の命、其の御子は何々の命と一々系統を明かにせられて神武天皇迄御歴代に亘りて記載せられて居ることは、誠に貴き極みであつて、之れは臣民に於ても全く斯くあるべきことで、其れで萬々世迄も人倫の亂るることなく萬世一系天壤無窮にましますので、之れも固より世界に比類がない有りがたい國であるのである。

敬老功賞

萬世一系  
天壤無窮

### 結 び の 言 葉

之を要するに新解釋の要點は

- 一、古事記の神代篇をも人皇篇と同じく之を歴史として解釋したること、次に
- 二、古事記を読むのに、之れに現はれたる漢字に拘泥せずして、其の内に盛られたるヤマト言葉を骨子として之れを解釋したること、次に
- 三、其のヤマト言葉は一音一義、即ち一音毎に其々一つの意味を有する言葉なるにより、其の一音々々を正しく之を解釋して、之によりて古事記を読み直したる事に存するのである。

之れによつて明かにせられたる事柄の概要は左の如くである。

- 四、天地初發之時とは天地開闢の時にあらずして、ハジメは端見にて、天地相關の理の一端を認識し得るくらゐに、人智の發達した時と解したること。





五、高天原とは多くの場合、高原に打ち建てられたる、宮城又は帝都のことで、天は萬世一系の天皇竝に其の關係の事柄に用ふる最敬語で、高原とは高燥で廣潤の場所と解したること。

六、天之御中主神は之を歴史的の御祖先と解したること。

七、神とは頭見で仰いで拜するときに自から頭の下る様な方、即ち父祖、祖先、高貴の方、上長者、高德の方、主長者等を指す敬語で、古事記には極めて廣く用

ひられたる敬語と解したること。

八、獨神とは配遇神の御名が國民の記憶に残らぬにより御獨身と誤り、又隱身とは御事業が國民の記憶に残らぬにより肉身のない御方と史家が斯く誤りたりと解したること。

九、祭とは目連にて神と人、人と人との間に視線が互に一直線に連れ合ふことで、即ち拜むこと、お目に掛ること、政とは祭をすること、即ち互にお目に懸る所の儀式行事を取り行ふことを云ふのであると解釋し、

一〇、天降る、天上るとは天空に上下するのでなく、帝都より遠ざかることを天降る、帝都に近づくことを天上る、即ち今日の汽車の上り下りと同様であると解釋し、

十一、天浮橋とは高貴の方の御用ひになる筏舟のことと解釋し、

十二、國を生むとはウミは御見にて、國々島々を御檢分、御檢閱、御視察なされたことと解釋し、

十三、神を生むとは頭、守、司々を定め置かれたことと解釋し、

十四、黄泉國とはヨミノの國、即ち夜見の國、即ち夢の國、即ち一夜のお夢に御覽なられた夢物語りと解釋したること。

一五、ヤマトの國とは古人の所謂山迹又は山門にあらずして、之を彌團國と解釋したること、同様に其の他萬般の事柄を解釋したるもので、古事記神代篇は決して神話、童話又は不可解の事柄として預り置くべきものではなく、其の中に多くの尊き事實、即ち日本に獨特なる惟神の事例と偉大なる實際的教訓とを廣く全世界人



類に與ふる所の一大教典なることを讀破すべきであると思ふ。  
 又本研究の副産物として、日本語の由來については、ヤマト言葉は世界各國語と類を異にし獨立したる言語にして、未だ曾つて何れの國語よりも分派し來らざる純粹に日本に原始より發達したる言語なること、竝に日本人種の由來については舊來よりの諸説に反し、ヤマト民族は本來日本國生へ抜きの人種であつて、世界の何所の國からも、又何の民族からも分派して來らぬ所の純粹に原始より自然發達を遂げたる民族なることを結論し得たのである。『ヤマト言葉の特性』『日本人種の起原新説』参照)

著者記す

索引

【ア】

ア	アヲフシガキ	七頁	アマツヒコネノミコト	二四、二六	アメノオシヲノカミ	四七
アガミコ	一八	アマツヒタカヒコナギサタケ	二〇八	アメノカクノカミ	一七、一八、二〇	
アキグヒノウシノカミ	一〇〇	アマツヒタカヒコホホデミノミコト	二〇八	アメノカグヤマ	一三、二〇	
アゲツラハム	一〇〇	アマツマラ	一〇	アメノカタシハ	一	
アゲト	一〇〇	アマツミソラトヨアキツネワケ	四七	アメノクヒザモチノカミ	五五、六	
アシカビ	三	アマテラスオホミカミ	一四、一〇六、一〇九、一一二、一七	アメノクラドノカミ	五、三	
アシナツチ	三	アマノミスナシテ	一八七	アメノコヤネノミコト	一六、一七、一八、一四、一四	
アタラシ	三	アメ	四、六、七、四、一四、一五、一七	アメノサカタ	一八	
アヅキシマ	三	アメツチ	一、二	アメノサギリノカミ	五、三	
アナ	三	アメニギシクニニギシ	一、三	アメノサヅチノカミ	五、三	
アニモ	三	アメヒトツネ	四七、四九	アメノサテヨリヒメ	四	
アハギハラ	三	アメノイハクラ	二〇二	アメノタヂカラヲノミコト	一七、一四、一四、一四	
アハノクニ	三	アメノイハトワケノカミ	一、九	アメノトコタチノカミ	一、二、六	
アハチノホノサワケノシマ	三	アメノイハヤド	一、九	アメノトリフネノカミ	五、四、一七、一七、一七	
アマクダシ	三	アメノウキハシ	一、九	アメノハハカ	一、四〇	
アマツカミ	三	アメノウズメノミコト	一、九	アメノハハヤ	一、七、一七	
アマツクニタマノカミ	三	アメノオシコロワケ	一、九	アメノヒカゲ	一、四一	
		アメノオシホミニノミコト	一、九	アメノヒトツバシラ	四、四	
				アメノフキヲノカミ	五、五	
				アメフタヤ	四七、四九	

索引



















ヨモツヒラサカ  
ヨルノラスクニ

【ウ】

ワクムスビノカミ  
ワダノカミ  
ワダツミノカミ  
ワヅラヒノウシノカミ

索引

九  
一〇、一二

五、七  
五、六、一〇、一五  
六、九

昭和十三年六月廿五日印  
昭和十三年七月一日發行

不許複製

發行所

古事記神代篇の正しき解釋

定價金貳圓五拾錢

(送料 貳拾壹錢)

著者 二 木 謙 三

發行人 東京市澁谷區穩田三丁目一九一番地

遠山龍巳

東京市本郷區眞砂町卅六番地

印刷人 宇田 尙

東京市本郷區眞砂町卅六番地

印刷所 日東印刷株式會社

明治神宮表參道神宮橋左詰(澁谷局區)

大日本養正會  
振替口座東京三五〇四一番



# 大日本養正會

昭和五年四月二十九日創立

(會名由來) 日本書紀卷三、神武天皇、蒙以養正、積慶重輝。又 乾靈授國、皇孫養正。

## 三綱領 一、興文振武 二、勸業治産 三、強健延壽

### 業事の來將及在現

興文振武	敬神尊皇の大義闡明、大日本精神の鼓吹 國民の士風養成、日本教育の革新 古武道の振興普及、日本武器の保存 日本鍛刀法、日本鋼鐵煉冶法の復興 日本式商工業の革新、模範農業獎勵
勸業治産	全國人工肥料制限、天然肥料使用獎勵 生活改善法實施、日本式家庭復興 無駄なき生活鼓吹、勿體ない主義獎勵 全國白米食廢止、完全食——玄米菜食獎勵
強健延壽	全國享樂的傾向制止、勤勞主義鼓吹獎勵 急性慢性傳染病、寄生蟲病豫防撲滅運動 體質改善法、無病長生法實施獎勵

## 大日本養正會會則拔萃

- 一、位置 本部ヲ東京市澁谷區穩田三丁目一九一番地ニ置ク
- 二、目的 皇室ヲ中心トシ、日本建國ノ精神ニ則リ、身心ヲ修養鍛鍊シ、皇國ノ振興發展ヲ圖ルヲ以テ目的トス。
- 三、事業 興文振武、勸業治産、強健延壽、ニ關スル必要ナル事業ヲ行ヒ、定期不定期ノ刊行物ヲ發行シ、主義ノ宣傳普及並ニ實行ノ促進ニ努ム。
- 四、會員
  - 一、通常會員 本會ノ主旨ヲ贊シ加入シタル者  
會費 年三圓
  - 二、贊助會員 本會ノ事業ヲ翼賛スル特志寄附者  
ニシテ會長ノ推薦セル者。
  - 三、名譽會員 學識名望アリ本會ノ主旨贊成者ニシテ會長ノ推薦セル者。
- 五、經費
  - 一、政府又ハ公共團體ヨリ交附セラレタル補助金
  - 二、本會ノ目的ヲ翼賛スル者ヨリ受入レタル寄附金。
  - 三、會費及雜收入。

## 役員名

理事長	醫學博士	二木謙三
理事	陸軍中將	高山公通
理事	陸軍中將	井上一次
理事	海軍中將	佐藤阜藏
理事		田邊賴眞
監事		喜多松次郎



醫學博士 二木謙三先生著  
大日本養正會叢書第一輯

# 完全にして正しき食物

四六判 八一頁  
定價 貳拾錢  
送料 參錢

自然に嗜さになり、自然に健康無病になり、  
自然に經濟的になり、自然に長壽する食物。

## 目次

- 一、物質は文化に、生命は原始に
- 二、完全食の動物界
- 三、食物と生命
- 四、生命の素、活動性類脂體
- 五、生き物は生きた物で養はる
- 六、危いかな、不完全常食者
- 七、生きて居る食物とは
- 八、完全食と健康と經濟
- 九、完全食と社會の改造
- 一〇、植物界は人類の大恩人
- 一一、加熱と食事
- 一二、生臭物
- 一三、完全食
- 一四、玄米飯の炊き方
- 一五、玄米製飲み物の作り方
- 一六、嗜好調理
- 一七、野菜の二分間煮
- 一八、質疑數件

醫學博士 二木謙三先生著  
大日本養正會叢書第二輯

# なぜ玄米でなければならぬか

四六判 九四頁  
定價 貳拾錢  
送料 參錢

榮養上經濟上より觀たる玄米、白米比較優劣圖表並に其の解説

## 圖表

- 一、米の精白度による各養分の損失の表
- 二、白米玄米の消化吸収率及消化吸収實量の表
- 三、中等度の労働をなす場合の三要素量及其熱量の表
- 四、完全食の質的標準と量外有效成分の表
- 五、白米と國家的經濟損失の表

附 玄米飯の炊き方  
嗜好調理 玄米製飲み物の作り方  
野菜の二分間煮

醫學博士 二木謙三先生著  
大日本養正會叢書第三輯

# 腹式呼吸と健康

四六判 一〇八頁  
定價 參拾錢  
送料 參錢

附 精神と健康 脳を害せぬ勉強法 暗記の一方法



醫學博士 二木謙三先生著  
大日本養正會叢書第四輯

# 榮養の適應と體質改善

四六判 二〇四頁  
定價 六拾錢  
送料 六錢

一人の病む者なく 一日の休みもなく  
楽しんで働き 能く百年の壽を延ぶ

## 目次

- 一、醫學研究の方法
- 二、食物の完全即生命の問題
- 一、健康、滋養物、榮養の良否、消化、肉食と菜食、榮養標準、完全食
- 三、食の適應 緯度、國土、地勢、季節性、年齢、職業、體質、疾病、適應量
- 四、玄米に付て 東西標準カロリー、玄米の二十德、經濟關係
- 五、古今東西の實例
- 六、結論

本書は特に體質問題を中心とし、遍く人類の健康増進、體質改善、延命長壽を標的として、遠く歴史的關係、廣く地理的條件に鑑み、深く經驗醫學の根柢に立脚し、普く人類の適應食、年齢並に性による適應食、古く東西の例證、東西の實驗等を説述し、努めて日常實際生活を離るゝ事なきを期せり。

# 玄米飯の簡易な炊方

御申越次第進呈  
多數は乞實費

## 附 哺乳兒に玄米重湯の與へ方 竝に野菜二分間煮

玄米飯を始めから無雜作に上手に炊きたい人、幼兒を丈夫に育てたい人、母乳不足で困つて居られる方及び野菜の榮養分を損せず寄生蟲竝に病菌の害より免れしむる唯一の野菜の取扱方等書いてある通りに實行しさえすればまちがいないのが本書です。

## 月刊養正

毎月一日發行

一冊 十錢  
一年十二冊 一圓二十錢

表題の通り「正しきを養ふ」のが主旨で徒らに難解の言を吐かず、あらゆる方面に互つて養正の實を擧げるやうお互が注意しあつて、正しく眞直ぐに進み、手近の實行を促がし、家庭子女の教養の一助にしたい念願で發刊致して居ります。趣旨綱領は別項掲載の通り極めて眞面目であります。宜敷御高援を御願申上ます。



醫學博士 二木謙三先生著  
大日本養正會特輯

## 古事記の正しき解釋 神代篇

菊判 最新刊  
定價 貳圓五拾錢  
送料 貳拾壹錢

本書は「日本固有の一音一義の大和言葉」を辿りて、前人未發の正しき解釋を與へたるものにして、之に依りて我が國の眞髓を正しく把握し、之に倚りて國體精神の發揚に努め「修理固成、八紘一字」の大詔に答へまつらむとす。  
本書を措いて他に良書なく、國民舉つて必讀すべく、一家に一本を供へ永く子々孫々に傳へ讀ましむべきものなり。

克誠堂發行

(本會取次ぎ)

## 二木博士講話集

定價 三圓  
送料 二十一錢

本書は博士の還曆に際し其の壽慶記念の一として從來博士の筆にし口にせられたるものを蒐めたるものにして其の序に曰く「二木博士は眞の國手であらせられ、其の名聲は單り刀圭界のみならず、實にあらゆる階級、あらゆる方面に響いてをる。是れ實に博士の業績の大なるのみならず、更に其の崇高なる人格の然らしめる結果であらう。  
博士は専ら帝大に於て學徒を指導する傍ら、傳染病の研究、患者の治療等に寧日なかりしにも關はらず、大に修養方面に力を注ぎ特に青年子女の修養向上の道には殆ど寢食を忘れて盡瘁せられ、其の方面の會合には努めて出席講演し、専ら衛生思想の普及、保健概念の養成に勵まれ、之等に關する著述若は講演速記等は頗る多く、其のあらゆる方向に涉りて有せらるゝ深き造詣と、其の熱烈眞摯なる態度とは一度本書を繙くものゝ等しく讚歎する處である。」



75  
12



756  
128



